

令和4年第4回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月20日(水) 午前9時30分～11時30分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 美奈子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番		12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保 蘭 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番		21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (6名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	上西 雅人
農政課農業政策係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (一名)

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(8件)
(2) 議案第2号	農地法第4条許可申請について	(1件)
(3) 議案第3号	農地法第5条許可申請について	(4件)
(4) 議案第4号	農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について	(2件)
(5) 議案第5号	農用地利用集積計画について	(45件)
(6) 議案第6号	非農地証明願について	(1件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和４年第４回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　（あいさつ）

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員 25 名のうち、11 番下市委員、20 番長野委員以上 2 名から欠席の申し出がありましたので、23 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、2 番坂元兼一委員、3 番山内美千代委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、会務報告を終わります。

議長 　　　　それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1 ページ、4-1 番から 8 番までを議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
（上西） 　　議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明
4-1 番
所在：虎居字 ■■■■■ 番 1、畑、農振農用地区域外、1496 m²、所有権移転の売買
4-2 番
所在：湯田字 ■■■■■ 番 2、田、農振農用地区域内、907 m²、所有権移転の贈与
4-3 番
所在：湯田字 ■■■■■ 番 1、田、農振農用地区域内、1287 m²、所在：湯田字 ■■■■■ 番、田、農振農用地区域内、1363 m²、所在：柏原字 ■■■■■ 番 1、田、農振農用地区域内、356 m²、所在：鶴田字 ■■■■■ 番 1、田、農振農用地区域内、552 m²、所在：鶴田字 ■■■■■ 番 6、田、農振農用地区域内、540 m²、所在：鶴田字 ■■■■■ 番 1、田、農振農用地区域内、334 m²、所在：鶴田字 ■■■■■ 番 1、田、農振農用地区域内、540 m²、所在：鶴田字 ■■■■■ 番 2、田、農振農用地区域外、313 m²、所在：鶴田字 ■■■■■ 番 5、田、農振農用地区域外、933 m²、所在：

鶴田字 [] 番 6、田、農振農用地区域外、429 m²、所有権移転の
売買

4-4 番

所在：広瀬字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、288 m²、所有権移
転の売買

4-5 番

所在：久富木字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、1139 m²、所有権
移転の贈与

4-6 番

所在：求名字 [] 番、畑、農振農用地区域外、1371 m²、所有権移
転の売買

4-7 番

所在：中津川字 [] 番、畑、農振農用地区域内、940 m²、所有権移
転の売買

4-8 番

所在：永野字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、466 m²、所在：永野
字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、743 m²、所在：永野字 []
番 1、田、農振農用地区域外、1112 m²、所在：永野字 [] 番 2、田、
農振農用地区域外、1274 m²、所在：永野字 [] 番、田、農振農用地区
域外、971 m²、所在：永野字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、1436
m²、所在：永野字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、1275 m²、所在：
永野字 [] 番 5、田、農振農用地区域外、192 m²、所在：永野字 []
番 1、田、農振農用地区域外、66 m²、所在：永野字 [] 番 1、
田、農振農用地区域外、495 m²、所在：永野字 [] 番 2、畑、農振農
用地区域外、1932 m²、所在：永野字 [] 番 3、畑、農振農用地区域
外、1650 m²、所在：永野字 [] 番 4、畑、農振農用地区域外、862
m²、所在：永野字 [] 番 5、畑、農振農用地区域外、353 m²、所在：
永野字 [] 番 6、畑、農振農用地区域外、450 m²、所在：永野字 []
番、畑、農振農用地区域外、495 m²、所在：永野字 [] 番 3、畑、
農振農用地区域外、368 m²、所在：永野字 [] 番 1、畑、農振農用地区
域内、609 m²、所在：永野字 [] 番 1、畑、農振農用地区域内、298 m²、
所在：永野字 [] 番、畑、農振農用地区域内、114 m²、所在：永野字 []
番 2、畑、農振農用地区域内、251 m²、所在：永野字 [] 番、
畑、農振農用地区域外、546 m²、所有権移転の贈与

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を
お願いします。4-1 番、お願いします。

12 番委員

受人は、約 7,900 m²の耕作をしておられまして、従事日数も 200 日以上
と聞いておりますので、3 条資格は有していると思っております。申請地は、
虎居の [] 公民会と [] 公民会の中間付近に位置しておりますが、周囲は
宅地と農地が混在をしていました。

境界は主に、塀ブロック等で区切られていましたけれども、隣接する宅
地がありまして、その境界が不明でありましたが、確認したところ、宅地
は空き家であって、渡し人の元の住まいかと思われます。

その空き家の住宅も受人が購入予定ということで、特に問題はないと思

います。

議長

4-2番と3番、お願いします。

13番委員

4-2番について、[]さんと[]さんは姉妹です。[]さんが実家を継いで、もともとは、この田んぼは[]さん夫婦が作っていました。まだ上に一人姉がいますが、お母さんと約束されて相続という形で[]さんの田んぼになっています。耕作は[]君にお願いしてあったんですけども、今回、また妹にもらってくれという話がありまして、[]さんが作るようになりました。ですから、境界とか進入路は特に問題はありません。

4-3番についてですが、[]君のお父さんのときに、このすべてを貸し出してありました。亡くなって[]君も体を悪くしたために、アンケートを取りに行っても、もう農業をやめたい、係もしたくないということで、昨年、畑は[]君が3条申請で取得が出ております。そのときに、水田もすべて買ってこれという約束をしてあったそうでもあります。その時点では、他の人が耕作中でした。今回新たにということで売買という形になったみたいですけども、湯田とそれから柏原については[]君が作ります。ハシケについては、中山間事業の5ヵ年計画の中で、前の人たちに、[]君の方からその期間は作ってくれという話があったそうで、そういうことで話がついているようでもあります。境界とか進入路は特に問題ありません。

議長

4-4番お願いします。

14番委員

申請地は佐志の[]公民館の裏手にござまいす。受人の[]さんはもともと[]市のご出身の方で、[]さんは[]出身の方のようです。最近になって帰国をされて、空き家バンクに登録になった申請地横の空き家を購入されたとのこと。現地は進入路、境界ともに問題なかったと思います。

議長

4-5番お願いします。

21番委員

この水田は、渡人の[]さんのお父さんの時代から[]さんが耕作されておりまして、今回贈与するので受け取ってくれということで[]さんに相談があったということです。水田は、隣接する水田との畦畔を取り外してありまして、[]さんがいっしょに耕作されている状況でござまいす。進入路等、問題はありませんでした。

議長

4-6番お願いします。

30番委員

渡人の[]さん、受人の[]さんは昔からの知り合いで、[]さんは[]のほうで製茶業を営んでいる方で、この畑は今、茶が植えてあります。もう40年近く耕作されているようで、[]さんも高齢ということで、今回、元気なうちにとということで売買になったようです。進入路等は、いままで耕作されているので、問題ないです。

議長

4-7番お願いします。

33番委員

[]さんは出水となっていますが、もともと中津川[]の[]さ

んのところの出身で、■■■■さんと家が近いところで、場所は■■■さんの園芸ハウスのとなりの畑で、今までも■■■さんが借りて耕作されていたみたいです。南側には人家があり、西側は茶畑と■■■さんのビニールハウス、東側は進入路があります。境界等も問題なかったと思われます。

議長 4-8 番お願いします

34 番委員 渡人の■■■さんは 85 歳で認定農業者でしたが、今回息子さんに経営を譲るといふことで、申し込みがありました。田 10 筆、畑 12 筆の申請になります。番地を見てもらえば分かると思いますが、近い番地の地区です。住所は、永野の■■■集落に該当します。■■■さんが■■■を辞められて農業をしたいといふことで、認定農業者も決まったといふことです。場所的には全部いいところです。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に關しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 4-1 番から 8 番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 4-1 番から 8 番は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5 ページ、4-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 4-1 番について説明
所在：神子字■■■■番 12、畑、農振農用地区域外、196 m²、第 2 種農地、形態：転用、用途：山林用地、施設：山林、申請事由：クヌギを植え山林にしたい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に關連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。4-1 番、お願いします

25 番委員 議案集の 24 ページの図で説明します。横の道路は■■■支所の手前を右に入った道路です。入って 200 メートルくらい行ったところに申請地があります。申請地の近くに住宅が 2 軒あるんですが、左側の家は申請人の実家だと思われます。もう今はだれも住んでいなくて空き家になっています。右側の家は申請人の親戚が住んでいましたが、今では知覧のほうに住んでいるといふことで、ここも空き家になっていました。この前の書類審査のときにだれが管理をするのかといふことでしたが、管理をされている方は近くに住んでいる遠い親戚の■■■さんで、今でも草払いなどして、管理をされていらっしゃるみたいです。クヌギを植えてからも管理をされていくといふことです。■■■さんも歳な方なので、自分でできないことはシルバ一人材センターに頼んでやるといふことでした。境界もはっきりして、

進入路がないところでしたが、この周りの土地は申請人の土地で、そこから入っていくようになっていました。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。
なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6ページ、4-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番について説明
所在：虎居字■■■■番8、畑、農振農用地区域外、522㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：115.93㎡、申請地を借り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

12番委員

申請地は■■■■公民会内の農地です。この土地は分筆をして住宅の建設予定ということで、地籍測量の成果を基にした現地が復元をされていました。その基となった筆界杭も確認できましたので、面積等には問題ないと思います。また、汚水や生活雑排水も合併浄化槽を設置して町道の水路に放流する計画と思われるので、特に指摘するようなことは無いように思います。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6ページ4-2番を議題といたします。

なお、7ページ 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番について説明
所在：二渡字 [] 番、田、農振農用地区域内、575㎡、地種：農振除外された場合は第2種農地、形態：転用、用途：貸し駐車場用地、施設：貸し駐車場、申請地を譲り受け、貸し駐車場を設置したい。
関連部分の7ページ議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

22番委員

ここは田になっていますが、[]さんのもので、草払い等管理はされていますが、田として耕作をされたということは長らく無かったということです。議案集の26ページの図をご覧ください。[]側の方が用水が流れていまして、この高さまで上げて駐車場にするようです。下の方は[]さんの社員の駐車場となっていて、進入路、境界、排水路等しっかりと作ってあります。嵩上げをされたあとは、用水路の方はグレーチングを施工される予定になっております。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地については農用地区域からの除外決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条

議長	<p>許可申請について」の 4-2 番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-2 番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。</p> <p>また、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することを決定いたします。</p>
事務局 (小田)	<p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 6 ページ 4-3 番を議題といたします。</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-3 番について説明 所在：虎居字 [] 番 4、畑、農振農用地区域外、94 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：倉庫等用地、施設：倉庫、資材置場、施設面積：9.0 m² (倉庫)、申請地を譲り受け倉庫を建築し資材置場を設置したい。</p> <p>申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。</p>
議長	<p>ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。</p>
12 番委員	<p>申請地付近は近年、住宅建設が進んでおります。申請地はその残された角地であります。ここに住宅等を建築するのは困難かと思われま。特に利用価値もなく、荒廃する恐れのある農地であります。受人が購入して有効利用することでその解消が図られると思ひます。また、受人が所有していた虎居 [] の倉庫も、近年倉庫を返却するようになったと聞いています。</p>
議長	<p>次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (小田)	<p>農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表 (案) 説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。</p>
議長	<p>ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-3 番については、許可することに決定いたしました。</p>

議長	次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 6 ページ 4-4 番を議題といたします。
	<p>なお、7 ページ 議案第 5 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局 (小田)	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-4 番について説明 所在：柏原字 [] 番 8、畑、農振農用地区域内、2632 m²のうち 446 m²、所在：柏原字 [] 番 8、畑、農振農用地区域内、2632 m²のうち 288 m²、地種：農振除外された場合はすべて第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：96.05 m²、申請地を譲り受け一般住宅を設置したい。</p> <p>関連部分の 7 ページ議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番説明 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。</p>
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
27 番委員	[] さんの土地ですが、売買を順次しておられまして住宅がもう 2 軒は建っています。その後ろ側にまた造成したいということでした。議案集 28 ページの図を見ていただくと分かりますが、入り口の方が県道 [] 線です。入口の方に家が 2 軒あります。今度するのが、通路を 288 m ² 、宅地が 446 m ² ということで、全部境界はブロック積をして嵩上げすることです。浄化槽も県道側の方に排水を持っていくということは何ら問題ないと思います。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (小田)	<p>農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地については農用地区域からの除外決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。</p>
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
6 番委員	<p>議案集の 28 ページですが、この通路の 288 m²も今度買われる [] さんの名義になるのであれば、書類等審査のときに話があったのは、奥に畑があって通るために使うということであれば、通り抜けのためには必要ですが、この 288 m²が [] さんの名義に変わるのであれば、次は通らせないと。今回宅地の面積が 446 m²でぎりぎりの 500 m²未満ということもあるから、ちょっと多めに通路ということでもみたのか、大きな問題ではないかもしれませんが、将来的には通らせないと言え、この [] さんの面積は入り口から宅地までの面積が進入路であって、奥は宅地の面積に加わるのではないかと思ったので質問したところでは。</p>

議長 現地調査をされた上屋敷委員、お願いします。

27 番委員 この進入路は■■■■さんと、まだ土地が奥に残ってしまして、5 分の 1 の権利ということです。

事務局 (小田) 補足説明します。今おっしゃられたとおりですが、土地としては 1 筆ですが、共有の名義で、5 分の 1 が今回買われる■■■■さんで、残りの分が現所有者の持ち分です。

議長 よろしいですか。

6 番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。無いようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-4 番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-4 番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。また、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番は、農振除外を承認することを決定いたします。

議長 次に、8 ページ議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 8 ページ農用地利用集積計画書、9 ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 1 件ありますので、その案件を先に審議いたします。
10 ページ 4-2 番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画」の 10 ページ、4-2 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集

積計画について」の所有権移転の 4-2 番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 4-2 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 10 ページ、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件である 4-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画」の 10 ページ、4-1 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 4-1 番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 4-1 番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11 ページ、総括表について事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11 ページ総括表について朗読及び説明

議長

それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 4 件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず初めに 12 ページ、4-1 番から 3 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページ、4-1 番から 3 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 4-1 番から 3 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 4-1 番から 3 番については、妥当とすることに決定いたします。

議長 〇委員の入室をお願いします。{〇委員入室}

次に 17 ページ、4-21 番を議題といたします。
〇委員の退室をお願いします。{〇委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 17 ページ 4-21 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 4-21 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 4-21 番については、妥当とすることに決定いたします。
〇委員の入室をお願いします。{〇委員入室}

議長 次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページから 22 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページから 22 ページの農業委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、23 ページ議案第 6 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 6 号「非農地証明願について」説明
4-1 番
所在：広瀬字〇番 4、田、農振農用地区域外、507 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地（一部道路）

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果を報告してください。4-1 番お願いします。

14 番委員 議案集 29 ページの図をご覧ください。申請地は〇店

の交差点から ■■■■ に向って上ったすぐのところでは、図にありますとおり一部が道路となっております。この道路は、時期ははっきりしませんが、15年から20年程前に拡張された道路と思われます。他の部分にしましては雑草やかずらなどが生い茂っており、また、進入路にしましてははっきりと分からないような状況となっておりますので、耕作は不可能と思われました。原野が妥当と考えました。

議長 　ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありますか。

9 番委員 　道路となっているようですが、固定資産税について、申請人は何も言われなかったのでしょうか。道路がかかっていますけれども。

議長 　ただいまの件について、事務局、お願いします。

事務局
（小田） 　この部分については、平成12年に町道■■■■線の道路改良が行われて、その際247㎡を町が分筆、買収しており、その部分については道路ということで税はかかっていません。残りの部分については、相続登記関係並びに放棄証明書の不足によりまして名義が変わらないということで未登記の状況です。以上です。

議長 　よろしいですか。

9 番委員 　はい。

議長 　ほかにありませんか。
（なしの声あり）
よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第6号「非農地証明願について」の4-1番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願について」の4-1番は、妥当とすることに決定いたします。

議長 　次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。
（なしの声）
事務局より、何かありますか。
（ありません。）
無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。
（なしの声）
無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

事務局 　（事務局より連絡事項あり）
・農業委員等の名簿、連絡網、総会等日程の配布（事務局職員変更による）
・前回の総会資料の訂正（差し替え）について
・前回の総会での回答保留（農作業賃金）について
・農地転用制度マニュアル等の配布（8種類）

- ・新しい活動記録簿の記載について（委員会の活動目標設定等を含む）
- ・令和4年度農作業標準賃金表の配布について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして令和4年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員